大阪市港区
地域防犯計画

改定素案

平成２８年３月

大阪市港区役所

目　　次

第１章　計画策定の趣旨

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章　港区における犯罪の現状と課題

１　街頭犯罪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　子どもをめぐる犯罪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３章　防犯施策を進めるための基本的な視点　・・・・・・・６

第４章　防犯施策の推進

１　警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく
　臨機かつ機動的な防犯対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）迅速な犯罪情報の提供
（２）区役所職員による青色防犯パトロール
（３）夜間における青色防犯パトロール

２　各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援・・・・・８
（１）地域防犯活動説明会や情報交換会の開催
（２）青色防犯パトロール活動への支援
（３）街路防犯灯の設置に対する支援
（４）落書き消去活動への支援

３　子どもを犯罪から守る取組みの強化・・・・・・・・・・・・・９
（１）「子ども安全見守り隊」への支援
（２）「こども 110 番の家」事業の推進
（３）子どもの安全見守り防犯カメラの設置
（４）子どもが加害者とならないための取組み
　① 青少年指導員による活動の推進
　② 青少年福祉委員による社会環境浄化活動の推進
　③ 区青少年育成推進会議による取組みへの支援
　④ 地域実情に即した関係機関との弾力的な連携のための
　　仕組みづくり

４　警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の実施・・１１
（１）地域安全センターへの支援
（２）広報紙やホームページを活用した防犯知識の普及・啓発
（３）街頭キャンペーン・啓発活動の推進
① ひったくり防止キャンペーン
② ストップ自転車盗キャンペーン
③ 防犯教室の開催
（４）安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組み

第１章　計画策定の趣旨

１．計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進展に伴う地域コミュニティの希薄化により、自主防犯意識や活動が低下し、地域の防犯力が弱くなってきています。平成 13 年、大阪の刑法犯の発生件数がついに東京を上回り、全国ワースト１になりました。犯罪の手口も巧妙・凶悪化し、ひったくりをはじめとする街頭犯罪やピッキングなどによる空き巣ねらい、忍び込み等の侵入盗に加え、子どもに対する犯罪も多発しています。

このような状況を鑑み、大阪市では、平成 14 年に「大阪市安全なまちづくり条例」を策定し、犯罪被害の防止について、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大阪市安全なまちづくり基本計画」を策定しました。

また、大阪市では、街頭犯罪発生件数が、政令指定都市の中でワースト１となっていることから、その返上に向けて、平成 20 年 9 月「大阪市地域安全対策本部」を設置し、地域安全対策の一層の推進を図ってきました。

大阪市では、大阪全体の持つ力を活かす一方で、地域の活力を一層発揮させていくため、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方に基づき、「市政改革プラン」を平成 24 年 8 月に策定し、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現をめざす方向性の中で、基礎自治に関する施策については当面、区長の権限と責任で実施することとしました。

港区では、「港区将来ビジョン」（平成 25 年 3 月策定、平成 28 年 6 月改定予定）において、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち」をめざし、①区民主体のまちづくり②安全・安心・快適なまちづくり③健やかにいきいきと暮らせるまちづくり④「こどもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり⑤訪れたい魅力と活気あふれるまちづくりの５つの柱を中心に区政を推進していくこととしています。

「大阪市港区地域防犯計画」は、「港区将来ビジョン」の実現に向けて、「大阪市安全なまちづくり条例」及び「大阪市安全なまちづくり基本計画」のもと、港区内の犯罪発生状況や犯罪特性等を踏まえ、区民、事業者、警察、区役所その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりの取組みを推進するために、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の計画として、平成 25 年 3 月に策定しました。

この「大阪市港区地域防犯計画」を策定後、小学校下の各地域において、犯罪の現状や課題を共有し、課題解決のための具体的取組みについて、平成 26 年度以降毎年度計画を策定し、地域の住民や団体、警察、区役所その他関係機関等が連携して、地域の実情にあった効果的な防犯対策に一体となって取り組んでいます。

これらの取組みにより、大阪市港区の街頭犯罪発生件数については、平成 27 年は 568 件で、24 区の中では 5 番目に少ない状況ですが、平成 25 年は 562 件、平成 26 年は 587 件で、横ばい状況に止まっています。

このため、「大阪市港区将来ビジョン」の改定を踏まえ、犯罪特性や発生状況に応じた臨機かつ機動的防犯対策を強化するために、現行計画を改定します。

２．計画期間

計画の期間については、「港区将来ビジョン」に掲げる「主な施策」の取組み期間と同じく、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間の計画として策定し、取組みの進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

３．計画目標

この計画は、一人ひとりの区民が日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざすものです。

計画期間における目標の達成度を評価するため、「港区将来ビジョン」に掲げる成果目標を目標指標として設定します。

■目標指標

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
区内の街頭犯罪発生件数	568 件	560 件	550 件	550 件	550 件以下
区内の子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）	9 件	7 件	5 件	5 件	5 件以下

第２章　港区における犯罪の現状と課題

１．街頭犯罪

港区の街頭犯罪発生件数については、平成 19 年は 1,445 件でしたが、以降毎年減少し、平成 24 年には 546 件まで減少しました。平成 25 年から平成 27 年は横ばいで推移し、平成 27 年は 568 件発生しました。

港区では殺人等の重大事件はほとんど起きていませんが、ひったくりや自動車関連犯罪（自動車盗・車上ねらい・部品ねらい）など、直接身体に危害が及んだり、被害が多額になり、区民に大きな不安を与える犯罪も発生しています。また自転車盗のような身近なところで起こる犯罪が多発しており、それらが港区の街頭犯罪発生件数を押し上げる要因となっています。

身近な犯罪をいかにして抑止するか、犯罪に対する区民の不安をいかにして和らげるかが重要な課題となっています。

■区内の街頭犯罪発生件数の推移

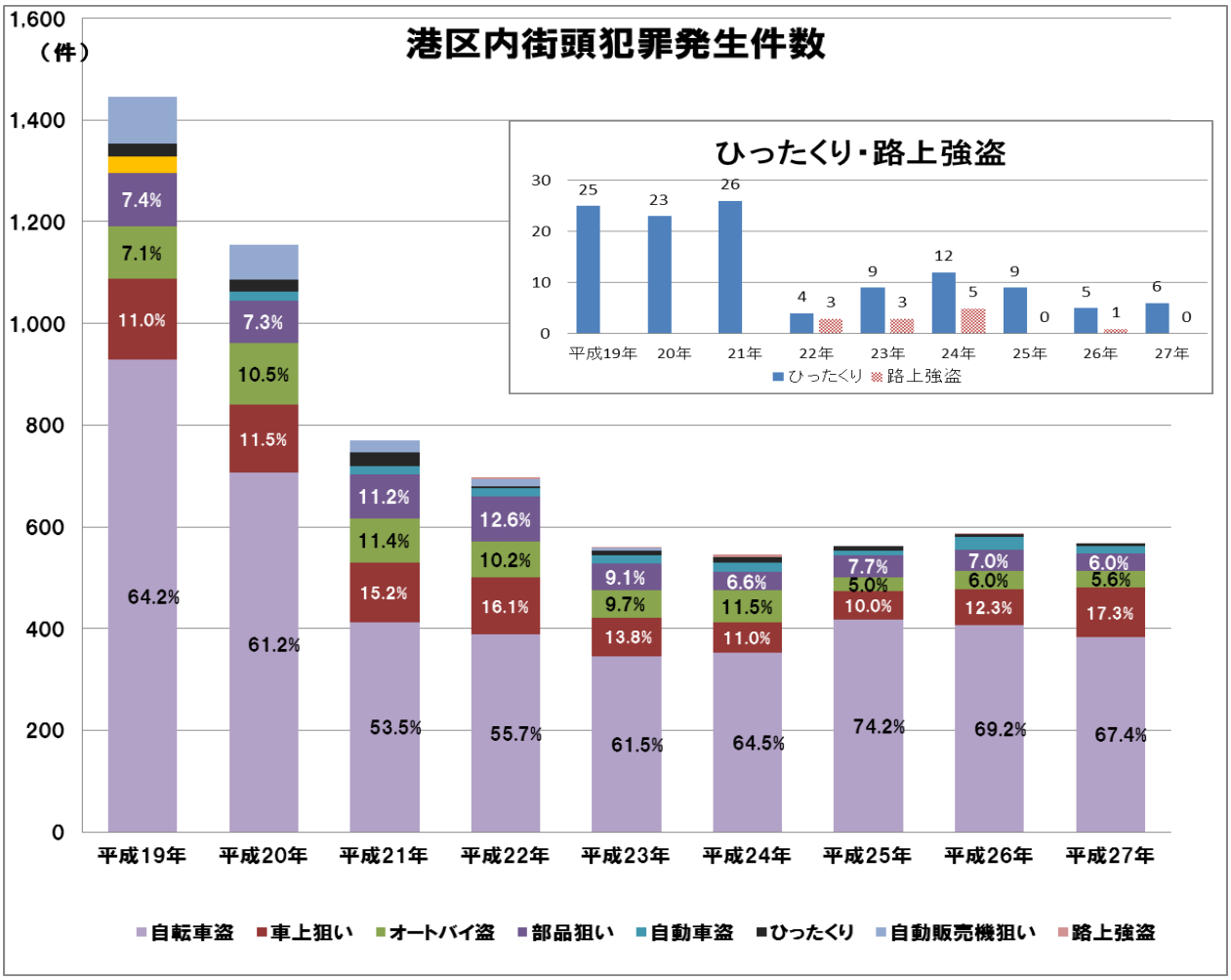

平成 19 年～平成 27 年の区内の街頭犯罪発生件数

	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	比率
自転車盗	928	707	412	388	345	352	417	406	383	67.4%
車上狙い	159	133	117	112	77	60	56	72	98	17.3%
オートバイ盗	103	121	88	71	54	63	28	35	32	5.6%
部品狙い	106	84	86	88	51	36	43	41	34	6.0%
自動車盗	32	18	17	16	17	18	9	27	15	2.6%
ひったくり	25	23	26	4	9	12	9	5	6	1.1%
自動販売機狙い	92	69	24	15	5	—	—	—	—	—
路上強盗	—	—	—	3	3	5	0	1	0	0.0%
合　計	1,445	1,155	770	697	561	546	562	587	568	100%

２．子どもをめぐる犯罪

近年、子どもに対する「声かけ」などの事案が発生しています。不審者による声かけ事案発生件数（港区の安まちメール受信件数）は、平成25年に2件まで減少しましたが、平成27年は9件発生しました。

その行為自体は犯罪行為にならない場合が多いですが、そこから誘拐や性犯罪等に発展する可能性が極めて高い行為です。大阪市内での平成27年中の「強制わいせつ」認知件数は387件で、前年に比べ33件の減少、平成24年に比べると76件減の約２割の減少となっています。とりわけ小学生以下の子どもが被害者となる認知件数は大阪市内では41件と、前年に比べ10件減少しており、平成24年に比べると42件減の約５割の減少となっています。

■区内の子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）の推移

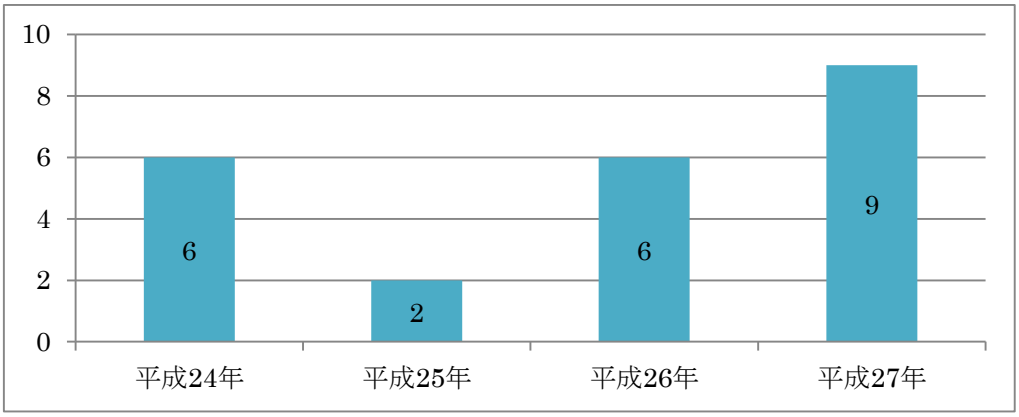

■大阪市内の「強制わいせつ」認知件数の推移

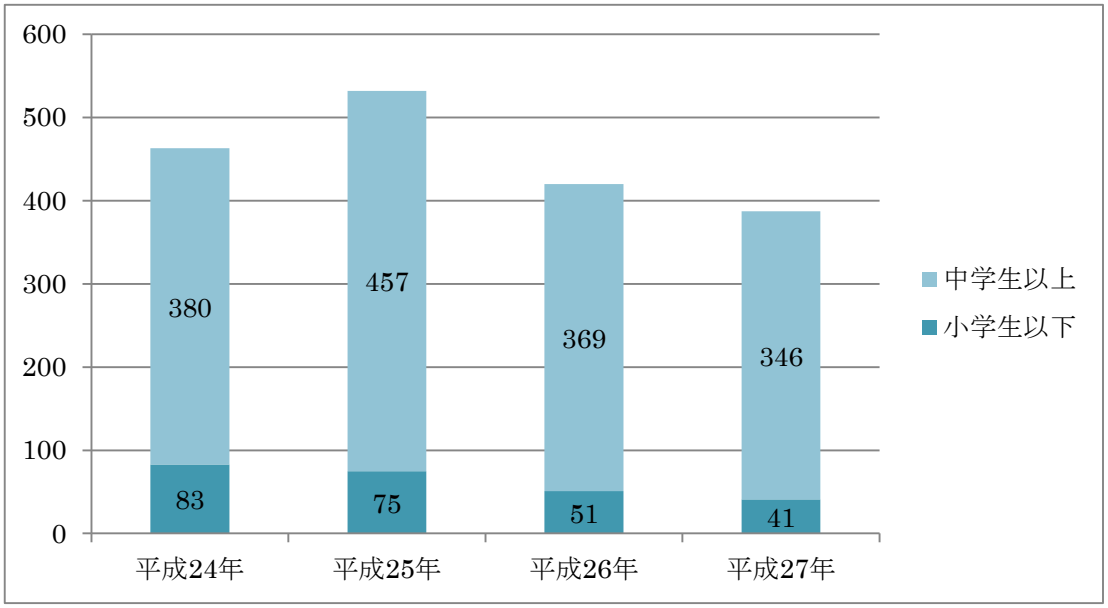

また、平成 26 年の全刑法犯に占める少年犯罪（20 歳に満たない者による犯罪）が 28%を占めるなど、少年事案を取り巻く環境は厳しい状況にあり、大阪府下の平成 26 年中の街頭犯罪のうち少年によるものは約 56%を占めています。

■大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（平成 26 年）

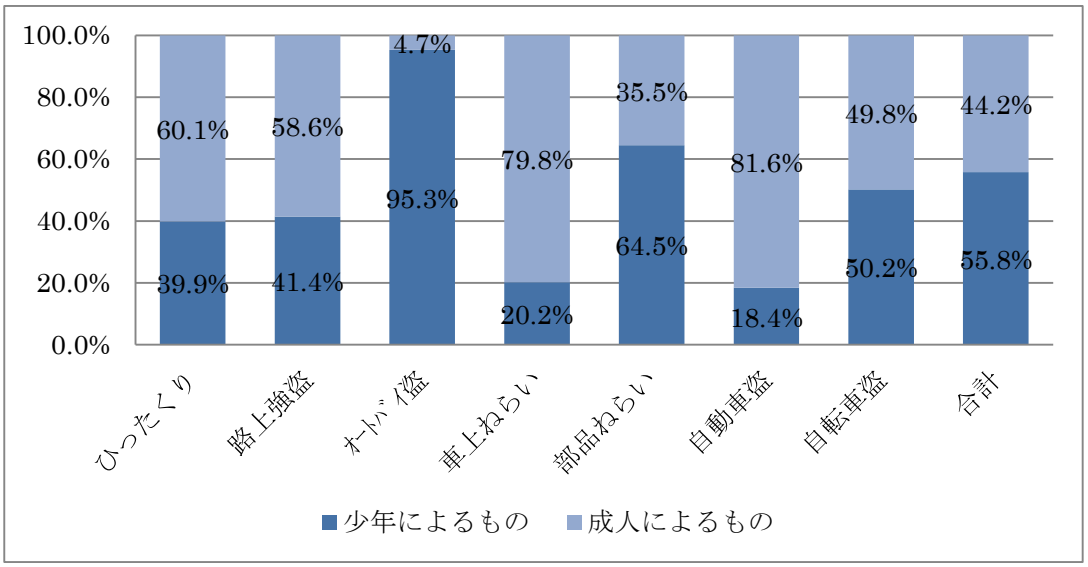

子どもを犯罪から守るためには、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を醸成し、地域ボランティアによる見守り活動などを活発化していくことが重要です。防犯環境が整備され、自主防犯活動が活発な地域では、子どもが犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会が形成されます。さらに、コミュニティに活気がある地域では、保護観察制度などがより効果的に機能し、社会復帰をめざす者にとっても、再犯に至ることなく更生につながることが多いと考えられます。

活気ある地域コミュニティづくりと地域防犯力の強化を促進し、警察、区役所、関係機関等が進める犯罪の抑止、検挙、再犯防止の取組みと連携し、地域社会全体で子どもを犯罪から守ることが強く求められます。

第３章　防犯施策を進めるための基本的な視点

安全・安心なまちづくりを推進するには、行政だけではなく各地域においても、その地域の犯罪特性等の実情に応じた効果的な防犯対策に取り組む必要があります。

地域防犯においては、「犯罪者に犯行の機会を与えないことで、犯罪を未然に防止する」ということ（いわゆる「犯罪機会論」）が大変重要です。

この「犯罪機会論」に基づく犯罪対策は、犯罪が起こりにくい環境づくりを行うことであり、積極的に防犯知識を身に付ける、地域で防犯パトロール活動を行う、落書きを放置しない、ごみ出しのルールを守るなど、区民一人ひとりがすぐに取り組めるものが多く、しかも効果的だとされます。

このようなことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた取組みを推進するうえでの４つの基本的な視点を定めます。

１．警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を臨機に発信するとともに、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど機動的な防犯対策を実施します。

２．各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

平成２６年度に全小学校区で策定された「防犯行動計画」に基づく防犯活動など、地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

３．子どもを犯罪から守る取組みの強化

- 学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組みを強化します。
- 犯罪行為の抑止を図るため、地域や警察と連携して防犯カメラの設置を進めます。

４．警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の実施

警察等と連携し、犯罪抑止に繋がる情報を全小学校区に開設している「地域安全センター」等を通じて発信するとともに、広報紙やホームページを活用して、区民への防犯知識の普及・啓発活動を強化します。

第４章　防犯施策の推進

１．警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を臨機に発信するとともに、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど機動的な防犯対策を実施します。

（１） 迅速な犯罪情報の提供

大阪府警察では、ひったくりや、路上強盗、子どもに対する声かけ等事案、通り魔などの事件が発生すると、どこでどのような犯罪が起きているかなどの情報を携帯電話等にリアルタイムに送信するサービス（「安まちメール」）に加え、街頭における犯罪発生情報を公表しています。

このサービスを活用して、犯罪発生状況をわかりやすく地図に表示して、区のホームページで公表するとともに、ツイッターでも犯罪発生情報を適宜発信しています。区民一人ひとりの備えや地域での活動につながるよう、引き続き、迅速・的確に犯罪に関する情報を積極的に提供します。

（２）区役所職員による青色防犯パトロール

青色防犯パトロール活動は、防犯上の効果が高いと言われていることから、青色回転灯を装着した公用車により、犯罪発生情報を踏まえ、臨機かつ機動的な巡回監視を行っています。巡回監視は、道路や公園などの点検も行っており、今後も引き続き実施します。

区役所職員による青色防犯パトロール

（３）夜間における青色防犯パトロール

地域や区役所職員では深夜時間帯等におけるパトロールは困難であることから、夜間・深夜の青色防犯パトロールを警備会社に委託しています。車上ねらい等の街頭犯罪は深夜時間帯に多く発生していることから、犯罪実態を踏まえたコース設定などにより、引き続きパトロールを実施します。

２．各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

平成２６年度に全小学校区で策定された「防犯行動計画」に基づく防犯活動など、地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

（１）地域防犯活動説明会や情報交換会の開催

地域防犯活動が効果的･効率的なものとなるよう、地域での目標設定などを支援し、各地域の担当者を対象とした地域防犯活動説明会や情報交換会を定期的に開催します。

（２）青色防犯パトロール活動への支援

青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロール活動は、高い視認性とその抑止力により、防犯上の効果が高いと言われています。小学校区などの地域において青色防犯パトロール活動に取り組まれるよう、引き続き働きかけを行います。また、自主防犯ボランティア団体の設立を各地域で促進し、街頭犯罪発生件数の減少をめざします。

地域で活躍している青色防犯パトロールの車

（３）街路防犯灯の設置に対する支援

街路防犯灯の設置により、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりなどの犯罪発生を防止することが期待できます。電気料金等を負担する町会等に対して、防犯灯の設置を行います。

（４）落書き消去活動への支援

弁天町駅前の落書き消去活動

軽微な犯罪やモラル･マナー違反が放置されていると、そのうち「自分だけではない」、「皆やっている」という意識から罪悪感が薄れ、犯罪が多発するようになり、これがエスカレートして凶悪犯罪の発生につながるとの指摘がなされています。落書きのような小さな犯罪も放置しておかないことで犯罪の防止につながることから、地域が主体となって、施設管理者や区役所などと連携して実施する落書き消去活動に対し、市民活動保険の付与などの支援を行います。

３．子どもを犯罪から守る取組みの強化

・　学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組みを強化します。

・　犯罪行為の抑止を図るため、地域や警察と連携して防犯カメラの設置を進めます。

（１）「子ども安全見守り隊」への支援

各小学校区では、登下校時における児童生徒の犯罪被害防止のため、地域のボランティアや保護者が見守り活動を行っています。これらの活動を行う「子ども安全見守り隊」に対して、パトロールベストなどの見守りに必要な物品を提供するなど、見守り活動を引き続き支援します。

登下校の見守り活動

（２）「こども 110 番の家」事業の推進

児童生徒が犯罪にあった時などの緊急時に助けを求めたり、110 番通報の援助をしていただく民間協力の拠点である「こども 110 番の家」は、港区では 606 箇所に設置されています。子どもたちがいざという時にこの拠点を確実に利用できるよう、平成 28 年 1 月に作成した「こども 110 番の家」の場所を表示した地図を活用して、学校・ＰＴＡ等と連携し、「こども 110 番の家」の場所を子どもに認識させるよう取り組みます。

（３）子どもの安全見守り防犯カメラの設置

小学生以下の子どもに対する犯罪行為の抑止を目的として、これまでの設置箇所に比べ手薄感の見られる通学路や公園等への防犯カメラの増設を重点的に行います。

（４）子どもが加害者とならないための取組み

子どもが被害者となる犯罪を防止することはもちろん、少年犯罪が平成 26 年でみると全刑法犯の 28%を、また街頭犯罪においては大阪府内で約 6 割を占める現状を踏まえ、子どもが加害者とならないための非行防止教室等の取組みも非常に重要です。地域ボランティア、学校、保護者、警察、その他関係機関等と連携し、青少年の健全育成、非行防止の取組みを進めます。

① 青少年指導員による活動の推進

青少年が夜間に外出し、犯罪の被害者や加害者とならないよう、青少年指導員をはじめとする地域ボランティアにより、「指導ルーム活動の日」である毎月 25 日に、小学校区単位で夜間巡視等が行われています。引き続き協力を求め青少年の非行を未然に防止する活動を促進します。

② 青少年福祉委員による社会環境浄化活動の推進

地域ぐるみで青少年を健全に育成する環境づくりを進めるため、青少年福祉委員により、地域における無料風俗求人誌、有料風俗求人誌の設置等の「新たな有害環境」に関わる情報を収集して実態把握が行われています。また、各小学校区、港区、大阪市レベルで情報交換や対応策を話し合い、社会環境浄化に向けた啓発活動が行われています。引き続き協力を求め青少年を健全に育成する活動を推進します。

③ 区青少年育成推進会議による取組みへの支援

昭和 57 年、区内の中学生の覚せい剤乱用事件を契機に、学校、ＰＴＡ、地域団体が結集し、「港区少年を守る環境浄化推進会」が結成され、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る取組みが進められてきました。平成 10 年、大阪市の全区で「青少年育成推進会議」を設置することとなったことに伴い、名称の変更が行われ、現在に至っています。中学校単位で、夏休みや夜間の巡視、講演会や講座、情報の交換などが行われており、これらの活動を引き続き支援します。

④ 地域実情に即した関係機関との弾力的な連携のための仕組みづくり

少年の非行等を未然に防ぐためには、早期に適切に対応することが重要です。学校と警察では定期的に「学校警察連絡協議会」や「小・中学生非行対策会議」を開催し、情報の共有や非行少年・課題のある少年の対応についての検討が行われています。今後、区役所もこれらの会議に参加するなど、それぞれの地域の実情をふまえ、個々具体的な対策について、学校、警察や地域団体等と弾力的に連携できる仕組みづくりを進めます。

４．警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の実施

警察等と連携し、犯罪抑止に繋がる情報を全小学校区に開設している「地域安全センター」等を通じて発信するとともに、広報紙やホームページを活用して、区民への防犯知識の普及・啓発活動を強化します。

（１）地域安全センターへの支援

地域安全センターは、地域の防犯力を向上させるために、地域の防犯活動の拠点となっている施設で、平成２６年度から港区内の老人憩いの家 12 ヵ所に設置しています。地域安全センターでは、制服警官の立ち寄りや区内交番の広報「交番だより」など警察の各種情報の提供、区役所の防犯情報（安まちメール受信集計・街頭犯罪発生概況等）や各官公署からの情報提供を行っており、住民がいつでも閲覧できる状況となっております。

（２）広報紙やホームページを活用した防犯知識の普及・啓発

ひったくり、侵入盗、自転車盗対策、高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等を活用して防犯知識の普及・啓発に努めます。

（３）街頭キャンペーン・啓発活動の推進

① ひったくり防止キャンペーン

自転車乗用中のひったくり被害の未然防止に向け、毎月 11 日の「ひったくり防止デー」にあわせ、警察と連携して、街頭で「ひったくり防止カバー無料取り付けキャンペーン」を実施し、自主防犯対策に対する啓発活動を行います。

ひったくり防止キャンペーン

② ストップ自転車盗キャンペーン

港区の街頭犯罪で最も多い自転車の盗難を防止するためには、「必ず施錠する」「不法駐輪をしない」などの予防を心がけることが重要です。

自転車をとめる時は、短時間でも必ず鍵をかけるように、警察と連携して、啓発チラシなどを配布するなど、自転車の施錠に対する啓発活動を行います。

ストップ自転車盗キャンペーン

③ 防犯教室の開催

防犯のためには、区民一人ひとりが安全に関する知識を持つことが必要です。小学校のほか、敬老会や女性会など地域の集まりに出向き、「ひったくり」や「振り込め詐欺」に遭わないための防犯教室を警察と連携して行い、防犯知識の普及・啓発を図ります。

老人憩いの家でのバイクひったくりの寸劇

（4）安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組み

港区では、区民、事業者、警察、区役所、各関係機関等で構成する「安全なまちづくり推進協議会」において、街頭犯罪が前年に比べて減少した地域を表彰するなど取組みを行っています。この協議会において、引き続き自主防犯意識の向上に向けた取組み等を進めます。